務課

県

目 次

○福島県行政組織規則の

一部を改正する規則

規

則

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十七年三月二 一十日

福島県知事 内 堀 雅

雄

福島県規則第十五号

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号) 福島県行政組織規則の一部を改正する規則 の一部を次のように改正す

れた部等」を「設けられた部」に改める。 第二条第一項第一号中「福島県部等設置条例」を 「福島県部設置条例」に、 「設けら

等の項中「部 第七条の見出しを「(総室等及び課)」に改め、同条第一項本文中「部等」を「部 「総室を」を「総室等を」に、 等」を「部」に、 総 「当該総室」を「当該総室等」に改め、 室」を 「総室 等」に改め、同表知事直轄総室等」に改め、同項の表部

の項を削り、 同表総務部の項中 財務総室

財務総室

広報課

システム課 総務課

財政課

入札監理課

税

システム課

総務課 秘書課 財政課 入村政策調査課

表総務部の項の次に次のように加える。

入札監理課 税務課

税務

危機管理総室 危機管理課 消防保安課 災害対策課

1

に改め、

同

危 機 管 理 部

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

力安全対策課

第七条第一項の表生活環境部の項中 「青少年・男女共生課」を 「男女共生課」 に

環境保全総室 環境共生総室 県民安全総室 原子力損害対策

環境共生課 般廃棄物課 自然保護課 災害対策課 産業廃棄物課 物課 除染対策課 水・大気環境課 原子力安全対策課

原子力損害対策課 避難者支援課 を

環境保全

一般廃棄物課 環境共生課 自然保護課 産業廃棄物課 物課 除染対策課 福祉監査課 に改め、 同表保健福祉部の項 を

総 総室室

自立支援総室 生活福祉総室 **児童家庭課** 子育て支援課 課 障がい福祉課高齢福祉課

中

祉総室 社会福祉課 福祉監査課 高齢福祉課 障が に改め、 同条第二項

び生活拠点課」を「、避難者支援課、生活拠点課及び原子力損害対策課」に改め、化スポーツ局を」の下に「、保健福祉部にこども未来局を」を加え、同条第三項中 同条及

中

文

第六項の表職員業務課の項の次に次のように加える。

原子力安全対策課

放射線監視室

同条第四項の次に次の一項を加える。

5 こども未来局にこども・青少年政策課、子育て支援課及び児童家庭課を置く。

同条第二項とする。 同条第二項を削り、 第八条第一項中「知事直轄に総合安全管理室」を「危機管理部に危機管理室」に改め、 同条第三項中「総合安全管理室」を「危機管理室」に改め、同項を

第九条の二を削る。

の表財務総室の項の前に次のように加える。 第十条の見出し及び同条本文中「総務部各総室」 を 「総務部各総室等」に改め、

(秘書課)

知事公室

知事及び副知事の秘書に関すること。

皇室に関すること。

原子

(消防保安課)

(政策調査課) 部長会議に関すること。 政策監会議に関すること。 行政施策の調査に関すること 知事の特命事項の調整及び処理に関すること。 全国知事会等に関すること。 知事宛ての陳情書等の整理に関すること。 知事表彰等に関すること。 儀礼等に関すること

(県民広聴室)

庁内広報に関すること。

県政の広報に関すること。

庁内記者クラブに関すること。

十四 県政の広聴に関すること 県政相談に関すること。

十六 県民の交通事故相談に関すること。

第十条の次に次の一条を加える。

県

(危機管理部危機管理総室の分掌事務

第十条の二 危機管理部危機管理総室の分掌事務は、次のとおりとする。 危機管理総室

部内における人事、予算及び経理に関すること。

部内の事務の総合企画及び調整に関すること。

福

島

(危機管理課)

安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進並びに安全管理の総合調整に関危機管理に係る総合企画及び調整に関すること。

すること。 県地域防災計画の実施に関すること。

国民保護法制に関すること。

消防防災航空センター、 国土強靱化地域計画に関すること。 原子力センター及び消防学校に関すること

高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関すること。 危険物の規制に関すること。

火災の予防に関すること。

消防に関すること。

火薬類及び猟銃等の取締りに関すること。

電気工事士及び電気工事業に関すること。 県地域防災計画の実施に関すること。

災害対策に関すること。

課の所掌に属するものを除く。)。 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の施行に関すること (避難者支援

被災者生活再建支援制度等に関すること(避難者支援課の所掌に属するものを

総合情報通信ネットワーク(防災行政無線を含む。)に関すること。

県地域防災計画の実施に関すること。

(原子力安全対策課)

原子力安全対策の総合調整に関すること。

原子力発電所施設に係る安全対策に関すること

十三 原子力災害対策に関すること(他課の所掌に属するものを除く。

十四四 原子力防災及び放射線に係る知識の普及に関すること。

一十五 県地域防災計画の実施に関すること。

(放射線監視室)

一十七 環境放射線モニタリングのデータの公表に関すること。一十六 環境放射線モニタリングの総合調整に関すること。

第十一条の表情報統計総室の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、

に改め、第七号の次に次の一号を加える。

統計の総合企画及び調整に関すること。

を 九 (統計課)

統計の総合企画及び調整に関するこ

社会保障・税番号制度に関すること。

避難地域復興局

(避難地域復興課)

第十一条の表避難地域復興局の項を次のように改める。

二十三年四月二十二日に警戒区域若しくは計画的避難区域(以下「警戒区域等」と の支援に関すること。 いう。)又は緊急時避難準備区域がその区域内に設定された市町村の帰還及び復興 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)の規定に基づき平成

(避難者支援課) れに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第三号、第四号、 び調整に関すること。 及び第二十七条の三において同じ。)による避難者支援に関する施策の総合企画及 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこ 第二十二条の三

災害救助法に基づく費用の支弁に関すること(東日本大震災に係るものに限る。 被災者生活再建支援制度等に関すること(東日本大震災に係るものに限る。

警戒区域等がその区域内に設定された市町村の長期避難者等の生活拠点の整備に 調整及び推進並びに当該生活拠点の整備に関連する環境整備に関するこ

原子力損害対策に係る総合企画及び調整に関すること。

原子力損害の賠償の請求に係る支援及び調整に関すること。

原子力損害の賠償に係る相談に関すること。

第十二条の表生活環境総室の項第四号中「消防防災航空センター、」及び「原子力セ

消防学校」を削り、同項中 一 (青少年・男女共生課) 十二 青少年の育成施策の総合企画及び調整に関

「 (男女共生課)

すること。」を ること。」に改め、第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号を 十二 男女共同参画社会の形成に係る施策の総合企画及び調整に関す

第十四号とし、 「(生活交通課) 生活交通体系に係る総合企画及び調整に関すること。」を「(生

生活交通体系に係る総合企画及び調整に関すること。」に改め、第十八号を第十六号

とし、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、「(国際課) 二十一 国際化施策の企

県

報

画及び調整に関すること。」 ・ 十九 国際化施策の企画及び調整に関すること。」に 「 (国際課)

頁支ドミ・」を一(旅券室)に関すること。」を一(旅券室) 第二十二号を第二十号とし、第二十三号を第二十一号とし、 「 (旅券室) 十四四 海外渡航

同表県民安全総室の

福

島

項及び原子力損害対策総室の項を削る。 第十三条の見出し及び同条本文中「保健福祉部各総室」の下に「及びこども未来局」 「 (介護保険室) (介護保

を加え、 同条の表生活福祉総室の項中 に改め、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、 十八 介護保険に関すること。」を 十九 介

護保険に関すること。」

第十五号を第十六号とし、 (高齢福祉課) 十四 高齢社会「(高齢福祉課) 高齢社会対策の総合企画及び調整に関すること。」

四号とし、 <u>开</u> 高齢社会対策の総合企画及び調整に関すること。 (福祉監査課 十二 社会福祉法人の認可に関すること。」を | に改め、第十三号を第 十三 社会福祉法人の認 (福祉監査課)

3

可に関すること。」 つ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

に改め、第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ず

生活困窮者の自立支援に関すること。

第十三条の表生活福祉総室の項に次のように加える

(障がい福祉課)

障がい者施策の総合企画及び調整に関すること

<u>-</u> + -障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援に関すること

二十二 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること

二十四 障がい者の権利擁護に関すること。 二十三 障がい者の社会参加の促進に関すること。

号までを削り、第十四号を第十七号とし、 第十三条の表自立支援総室の項を削り、 「(県民健康調査課) 第十一号から第十三号までを三号ずつ繰り下 同表健康衛生総室の項中第十五号から第十七

げ、 九原子力災害の影響に係る県民の健康調査に関すること。 (地域医療課) を

<u>+</u> (地域

+ 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)の施行に関すること。」

医療課) の施行に関すること。」

医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)

原子力災害の影響に係る県民の健康調査に関すること

に改め、

第八号の次に

健康調査課)

次の三号を加える。

感染症の予防に関すること。

予防接種に関すること。

結核の予防に関すること

第十三条の表健康衛生総室の項中 十九 (感染・看護室) 感染症の予防に関すること。」を

人材対策室) に改め、同項第二十号及び第二十一号を次のように

改める。 医師及び歯科医師に関すること。」

二十一 あん摩マッサージ師、はり師、 作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び義肢装具士に関すること 診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、 きゅう師及び柔道整復師に関すること。

こども未来局 第十三条の表に次のように加える。

(こども・青少年政策課)

子どもに関する施策の総合企画及び調整に関すること。

少子化対策の総合企画及び調整に関すること

(子育て支援課) 子育ての支援に関すること。 児童の健全育成に関すること 健全な社会環境の確保に関すること 青少年の育成施策の総合企画及び調整に関すること。

母子保健に関すること。 認定こども園に関すること。

保育士に関すること。 保育所に関すること。

(児童家庭課) 児童の福祉に関すること。

児童委員に関すること。

ひとり親家庭等の福祉に関すること。

女性の保護及び自立支援に関すること。 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。

児童手当に関すること。 子どもの医療費に関すること。

障がい児の福祉に関すること。

発達障がい支援に関すること。

格化等」に改め、同項中第四十三号を第四十四号とし、第四十号から第四十二号までを 号ずつ繰り下げ、 第十五条の表農業支援総室の項第三十四号中「規格化及び品質表示の適正化」を「規 「(農業経済課) 三十九 農業協同組合その他農業団体の指導に関すること。 を

に次の一号を加える。 三十九 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の施行に関すること 四十 農業協同組合その他農業団体の指導に関すること。 (農業経済課) に改め、 第三十八号の次 (他課の所掌

福

島

第十五条の表生産流通総室の項第十一号中 に属するものを除く。)。 「農業者戸別所得補償制度」を |経営所得

安定対策」に改める。 第十七条の表中第三号を削り、 第四号を第三号とし、 第五号から第十二号までを一号

ずつ繰り上げ、一(審査課) 十三 会計事務の指導に関すること (審査課) (他課の所掌に属するも 0

十二 会計事務の指導に係る企画及び調整に関すること 会計事務の指導に関すること(他課の所掌に属するものを除

削り、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一同項第三号の表中消防防災航空センターの項、原子力センターの項及び消防学校の項を 号を加える。 第十八条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、

二 危機管理部

消 原 消防防災航空センター 出 子 防 力 先 セ 機 ン タ 関 校 消防防災ヘリコプターによる消防防災活動を行わせるため 消防職員、 原子力発電所周辺地域住民の安全対策の義務を行わせるた 設 消防団員等の教育訓練を行わせるため 置 0) 目 的

部の部政策監の項中「財務総室」の下に「、第二十二条の表知事直轄の部及び知事直轄 一十二条の表知事直轄の部及び知事直轄に属する総合安全管理室の部を削り、 危機管理部にあっては危機管理総室」 を 同 加 表

同表企画調整部に附置する避難地域復興局の部中

課長

生活交通担当

上司の命を受

に参画する。

策担当課長 原子力安全対

上司の命を受

に参画する。

え、

特に指示された局の事務

け、

を

け、

特に指示された局の事務

策担当課長 上司の命を受け、 特に指示され

生活交通担当 上司の命を受け、 に参画する。 特に指示され

た局の事務

た局の事務

に改め、 同部避難者支援担当課長の項を削り、 同表企画調整部に附置す

る文化スポーツ局の部の次に次のように加える。

| 平成2 | 7年3月2 | 0日 金曜 | 日 | 福 | 島 | 県 | 報 | 号 | 外第15号 | | |
|--|------------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-----------|-------------------|
| 第二十二条の表知事直轄に属する知事公宮 | | | | | | 保健福祉部に附置す | | | | | |
| 二轄に属する知事 | 総 括 主 幹 | 課長 | 担当課長 | 課長 | 課長 義務教育担当 | 課長社会教育担当 | 課長雇用労政担当 | 課長 男女共生担当 | 当課長 | 局次長 | 局長 |
| 主 | を掌理する。 | に参画する。 | に参画する。 | に参画する。 | に参画する。 | に参画する。 | に参画する。 | に参画する。 | に参画する。 | 局長を補佐し、局の | 職員を指揮監督する。 |
| 第二十二条の表知事直轄に属する知事公室の部中「知事直轄」を「総務部」に改め、 | 特に指示された局の事務 | 特に指示された局の事務 | 特に指示された局の事務 | 特に指示された局の事務 | 特に指示された局の事務 | 特に指示された局の事務 | 特に指示された局の事務 | 特に指示された局の事務 | 特に指示された局の事務 | 事務を整理する。 | a。 『の事務を掌理し、所属 |

企画調整総室、生活環境総室、保健福祉総室、商工労働総室、農林水産総室及び土木総部及び保健福祉部に属する自立支援総室の部を削り、同表部に属する総室(財務総室、 室を除く。)の部中「財務総室」の下に「、 危機管理総室」を加え、同表総合安全管理

> 中「総合安全管理室、」を削り、室、避難地域復興局、文化スポー 避難地域復興局、文化スポーツ局、観光交流局、知事公室及び総室に属する課の部 「文化スポーツ局」の下に「、こども未来局」を加え

に改める。 第二十二条の二本文中「部等」を「部」に改め、同条の表安全管理監の項を次のよう

| 関する事務について、部長その他職員を指揮監督する。た場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応にるとともに、危機管理に関して全庁を統括し、危機が生じるとともに、危機管理に関して全庁を統括し、危機が生じ 知事の命を受け、安全及び安心の確保に関する施策の総合 | | | | | |
|---|-----------|----------------------------|------------------|----------------------------|------|
| 関する事務について、部長その他職員を指揮監督する。た場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応におとともに、危機管理に関して全庁を統括し、危機が生じ的な推進並びに安全管理の総合調整に関する事務を掌理す知事の命を受け、安全及び安心の確保に関する施策の総合知事の命を受け、安全及び安心の確保に関する施策の総合 | | | | | 機等 |
| | 部長その他職員を指 | た場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に | 、危機管理に関して全庁を統括し、 | 的な推進並びに安全管理の総合調整に関する事務を掌理す | 、安全及 |

子育て支援担当理事の項を削り、同条を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。第二十二条の二の表原子力損害対策担当理事の項中「及び避難者支援」を削り、同 2 危機管理監の職は、危機管理部長をもって充てる。

第二十二条の六を削り、第二十二条の五を第二十二条の六とする。

第二十二条の四中「前三条」を「第二十二条から前条まで」に改め、 同条を第二十二

十二条の二の次に次の一条を加える。 第二十二条の三中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第二十二条の四とし、

第二

(風評・風化対策監)

条の五とする。

第二十二条の三(前二条に規定するもののほか、総務部に、風評・風化対策監を置き、 を所掌する職員を指揮監督することとする。 推進及び総合調整に関する事務を掌理し、第二十二条の規定にかかわらず、当該事務 その職務は、上司の命を受け、東日本大震災からの風評払拭や風化防止に係る施策の

第二十四条の表総務部市町村総室総括主幹の項の次に次のように加える。

危 機 管 理 部 主 幹 危機管理部危機管理総室危機管理課主幹

衛生総室総括主幹の項の次に次のように加える 室総括主幹の項及び保健福祉部自立支援総室総括主幹の項を削り、 第二十四条の表生活環境部県民安全総室総括主幹の項、生活環境部原子力損害対策総 同表保健福祉部健康

別表第一の七の表福島県相双建設事務所の項中 保健福祉部こども未来局 総括主幹 保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課主幹 復旧・ を 橋梁 課 ・ に改

に改め、

表を同表の六の表とし、同表の四の表福め、同表の七の表を同表の八の表とし、 同表の四の表福島県県北保健福祉事務所の項から福島県相双保 同表の六の表を同表の七の表とし、同表の五の 十四四 行旅病人及び行旅 海岸課

復興課

河川・

死亡人に関すること。「十四 行旅病人及び行旅 行旅病人及び行旅 を 十五 生活困窮者の自立 死亡人に関すること。

同表の一の表の次に次の一表を加える。 校の項を削り、同表の三の表を同表の四の表とし、 の表中福島県消防防災航空センターの項、福島県原子力センターの項及び福島県消防学 健福祉事務所の項までの項中 「及び第二十一号に定める事務」を削り、 同表の四の表福島県県中保健所の項中「、第五号」 同表の四の表を同表の五の表とし、同表の三 同表の二の表を同表の三の表とし、 を「及び第五号」に改め、 支援に関すること。

危機管理部

| セ 原 福 セ 災 消 福 関 | 目 出 先 機 | 名 |
|--|---------------|---|
| 等張所 | の機出出 関先 | 称 |
| 熊 郡 双 川 郡 石 町 大 葉 村 玉 川 | 位 置 | |
| | 所 | |
| | 管 | |
| | 区 | |
| | 域 | |
| ä | 『 課 | 内 |
| | · 文 は | 部 |
| 和 | 斗 課 | 組 |
| | 斗 課 又 は | 織 |
| 四 三 査 分 が が 原子 大 で が の で で で で で で で で の の で の の で の の で の の で の の の の の の の の の の の の の | 分 | |
| 及び調査に関係している。 及び調査性との環境が関連に関係している。 を対している。 を述るにはないる。 を述るにはないる。 を述るはないるはないる。 を述るはないるはないるはないるはないるはないるはないるはないるはないるはないるはない | 掌 | |
| 消防防災へリコプターに 消防防災へリコプターに 消防防災へリコプターに 高こと。 電子力発電所周辺地 域の環境放射能の監視 域の環境放射能に係る調 をび測定に関すること。 をが測定に関すること。 すること。 すること。 なび調査に関すること。 | 事 | |
| と 測 に辺とると監辺 関1 関2 まに 関 を 関 が 関 が 関 が 関 が に 関 が | 務 | |

| 教育訓練に関すること。 | 教務課 | | 市 | | 交 消 防 学 |
|-------------|-----|--|----|----|---------------|
| 消防職員、消防団員等の | 総務課 | | 福島 | | 福島県 |
| 関すること。 | | | 市 | 支所 | |
| 五 原子力に係る広報に | | | 福島 | 福島 | |

に加える。移行法人を所管する課室」を加え、同表福島県固定資産評価審議会の項の次に次のよう 門学校」を加え、「、私立専修学校」を「並びに私立専修学校」に改め、同表福島県公 益認定等審議会の項中「総務部文書管財総室私学・法人課」の下に「及び公益法人又は 別表第三の一の表福島県私立学校審議会の項中「私立大学」 の下に「及び私立高等専

| 石と。こと。こと。こと。こと。こと。 | に関する重要事項の審 保護協議会 する法律 (平成十六年 保護協議会 する法律 (平成十六年 |
|--|--|
| (関等との 経験等との 実施の 東施の の実施本 | オース できまり おり はい |
| 連絡調整等の防災に関する事務に関する推進、災害が発生した場合における関係の規定による福島県地域防災計画の作成の規定による福島県地域防災計画の作成法(昭和三十六年法律第二百二十三号) | 項の審議及び意見の具申に関すること。県の区域に係る国民の保護のための措置十六年法律第百十二号)第三十七条第二十六年法律第百十二号)第三十七条第二 |
| 害对策課 部危機管理 | 機管理課 |
| | 害理部危対総危機 |

県精神医療審議会の項中「保健福祉部自立支援総室障がい福祉課」を 員の項を削り、 福祉総室障がい福祉課」に改め、同表福島県医療審議会の項及び福島県准看護師試験委 小児慢性特定疾病審査会の項を削り、同表福島県障がい者施策推進協議会の項及び福島 別表第三の一の表福島県防災会議の項から福島県民等保護協議会の項まで及び福島県 同表相双地区感染症診査協議会の項の次に次のように加える。 「保健福祉部生活

| | 審議会 | 福島県医療 |
|------|---------------------------|--------------------------|
| ること。 | によりその権限に属させられた事項等の調査審議に関す | 医療法第七十一条の二第一項の規定による同法の規定 |
| 生総室地 | 部健康衛 | 保健福祉 |

県

報

| | | 会が費育男 | | | | _ |
|--|---|--|--|----------------------------|--|------|
| 審議会年健全育成 | 会議会議子育て | 別表第三の二の 会の項の次に次 がい福祉課」を がい福祉課」を がい福祉課」を の項の次に次 | 病審查会 慢性特定疾 | 別表第三の一 | 員離試験委 | |
| 知事に対する建議に関すること。審議並びに青少年の健全な育成に関する事項の調査及びより定められた事項その他知事の諮問事項に関する調査第三十号)第三十条第一項の規定による同条例の規定に福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例 | 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)子ども・子育て支援は関すること。 | 一個の次に次のように加える。 一個の次に次のないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのないの | に関すること。護者について医療費支給認定をしないことに関する審査条の三第四項の規定による小児慢性特定疾病児童等の保条の三第四項の規定による小児慢性特定疾病児童等の保児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十九 | の表福島県麻薬中毒審査会の項の次に次のように加える。 | すること。 第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関係健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号) | |
| 課 少年 政策 青 こども ・青 | 課 少年 だも・ 青 でも・ 青 でも・ 青 | 、同表福島県薬事審議福島県障害者介護給付同表福島県障害者介護給付同表福島県青少年健全 | 課 育 て 支援 接 報 記 ど も 援 る る る ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ | | 対 医 域 生 部 保 健 福 保 健 福 本 材 課 地 衛 祖 | 域医療課 |
| | | 議 障 付 全 ・ | | | | |

附 則

この規則は、

平成二十七年四月一日から施行する。

委員会 福島県いじ

調査に関すること。第二十八条第一項に規定する重大事態に係る調査結果の一いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)

保健福祉

(行政経営課)